

糸魚川市駅北復興まちづくり計画

～カタイ絆でよみがえる笑顔の街道糸魚川～

平成 30 年 5 月 改訂版



【改訂版（第1回）の発行について】

本改訂版は、平成29年8月に策定した「糸魚川市駅北復興まちづくり計画」について、第1章「1-5 計画の検討体制」や第6章「6-4 進捗管理」に基づく外部評価組織による審議やパブリックコメントを経て、平成30年5月に計画の見直しを行ったものです。

（主な見直し点）

- ・「まちづくりを担う人材の育成」の位置付けを明確化
- ・評価をふまえた事業スケジュール及び実施位置の時点修正

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1 策定趣旨	1
1-2 総合計画との関連	1
1-3 対象地域	1
1-4 計画期間	2
1-5 計画の検討体制	2
第2章 糸魚川市駅北大火の概要	3
2-1 被災地域の特性	3
2-2 災害の概要	3
2-3 過去の大火	3
2-4 大火の主な要因	4
第3章 復興まちづくりに向けて	5
3-1 現状と課題	5
3-2 復興まちづくりの目標	5
3-3 3つの方針と将来イメージ	7
3-4 復興まちづくりの進め方	12
第4章 重点プロジェクト	13
4-1 大火に負けない消防力の強化プロジェクト	14
4-2 大火を防ぐまちづくりプロジェクト	16
4-3 糸魚川らしいまちなみ再生プロジェクト	18
4-4 にぎわいのあるまちづくりプロジェクト	20
4-5 暮らしを支えるまちづくりプロジェクト	21
4-6 大火の記憶を次世代につなぐプロジェクト	22
第5章 取り組むべき施策	24
5-1 「災害に強いまち」に向けた施策	24
5-2 「にぎわいのあるまち」に向けた施策	28
5-3 「住み続けられるまち」に向けた施策	32
第6章 計画の推進に向けて	34
6-1 計画推進の基本的考え方	34
6-2 多様な主体の責任と役割	34
6-3 国や県等との連携	35
6-4 進捗管理	36

第1章 計画の基本的事項

1-1 策定趣旨

平成28年12月22日に発生した糸魚川市駅北大火は、南からの強風にあおられて中心市街地の約4ヘクタールに延焼し、焼損棟数は147棟にのぼり、住宅や店舗などの生活基盤はもとより、長い暮らしの営みが築き上げてきた歴史的、文化的財産も失われるなど、大規模な被害をもたらしました。

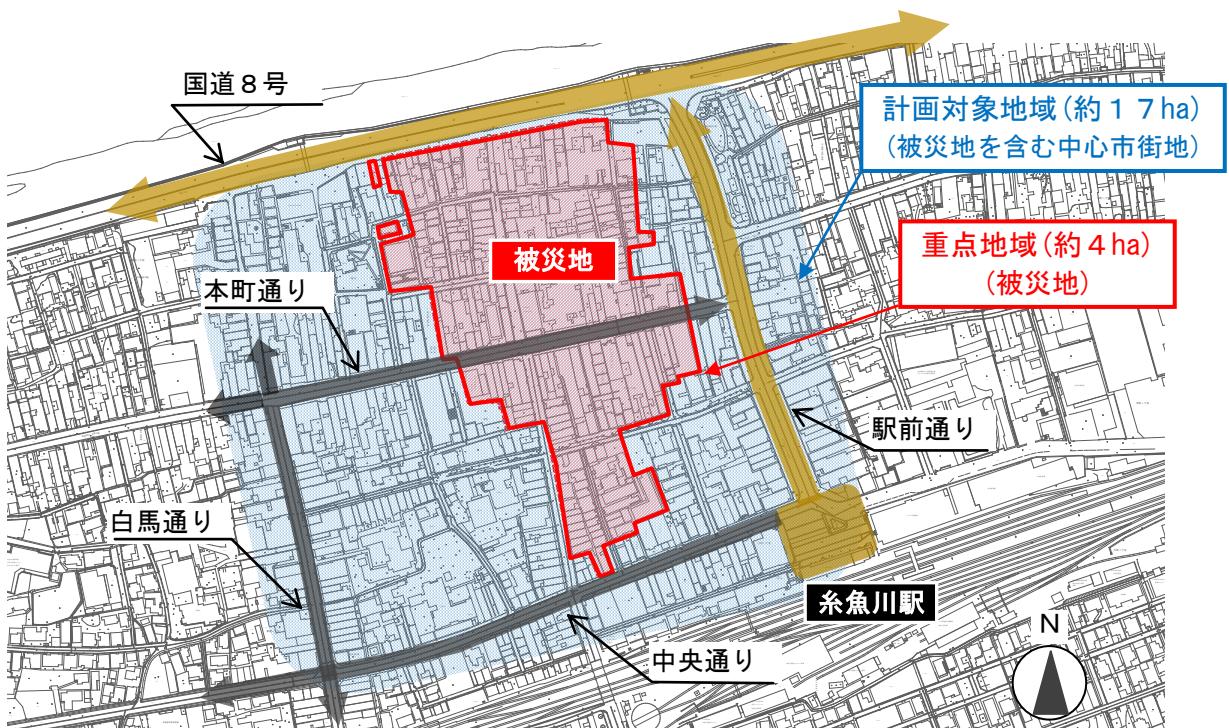
「糸魚川市駅北復興まちづくり計画」は、この大災害を乗り越え、総力を挙げて早期の復興を目指し、市民、地域、事業者、行政等の関係者が、復興まちづくりに対する考え方を共有するための基本方針を示すとともに、その実現に向けた具体的な施策を取りまとめ、復興まちづくりを迅速かつ着実に推進していくことを目的として策定するものです。

1-2 総合計画との関連

復興まちづくり計画は、平成28年9月に策定した第2次糸魚川市総合計画を上位計画とし、今回の大火によって発生した課題等を踏まえ、被災地の復興まちづくりを推進する役割を担います。

1-3 対象地域

被災地（約4ヘクタール）を優先的に復興まちづくりに取り組む「重点地域」とし、被災地周辺を含めた糸魚川駅北地域の中心市街地（約17ヘクタール）を「計画対象地域」とします。



1-4 計画期間

早期の生活・事業再建が求められていることから、計画期間を平成29年度から平成33年度までの5か年とし、3つの段階に分けて着実に取組を進めていきます。

① 復興計画期（～平成30年3月）

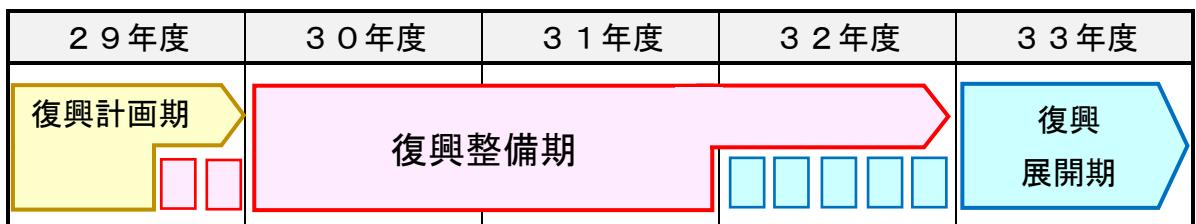
復興事業の実施に向け、復興まちづくり計画に基づき具体的な事業手法を検討し、関係者と合意形成を進める期間

② 復興整備期（平成29年9月～平成33年3月）

重点地域を中心に都市基盤の整備や建築物の再建等のハード事業やにぎわいを創出するソフト事業を推進し、本格的な復興を進める期間

③ 復興展開期（平成32年4月～平成34年3月）

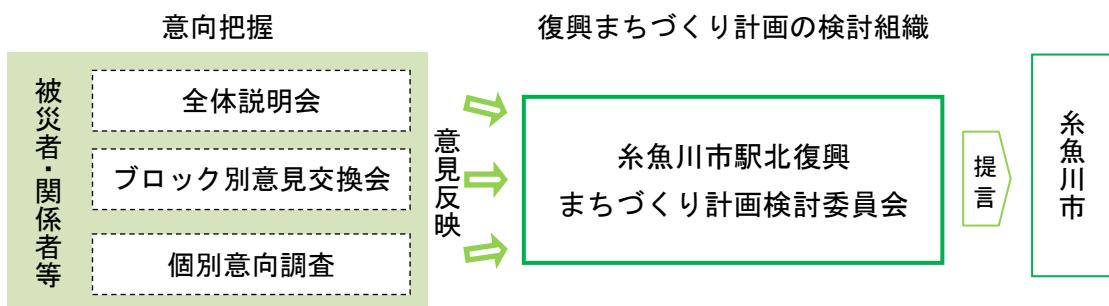
重点地域から計画対象地域全体へ各事業を展開し、安定的に発展していく期間



1-5 計画の検討体制

復興まちづくり計画の策定にあたっては、被災者説明会や個別意向調査、ブロック別意見交換会等を開催するなど、様々な場を通じて被災者や市民の声を把握してきました。また、これらの声は糸魚川市駅北復興まちづくり計画検討委員会における検討に反映させるとともに、パブリックコメントを経て計画として取りまとめました。

復興まちづくり計画は、早期の復興が必要とされることから、短期間で策定に取り組んできましたが、今後の被災者や事業者等の再建の進捗に合わせた対応や意向の変化への対応も必要になることから、被災者や関係者の声を引き続き把握するなかで柔軟に見直していきます。



第2章 糸魚川市駅北大火の概要

2-1 被災地域の特性

今回の大火により被災したエリア約4ヘクタールは、糸魚川市の中心市街地である糸魚川駅北側に位置し、都市計画では、商業地域（容積率400%、建ぺい率80%）及び準防火地域に指定されている区域に含まれています。

本地域の都市構造上の特性として、幅員が4メートルに満たない狭い道路が多くあったことや間口が狭くて奥行が長い町屋風の木造家屋が密集していたなど、現在の法律の基準に適合しない建築物も多く残っていました。

また、全国的には特別に強風の日が多い地域ではありませんが、フェーン現象時の乾燥した南風や冬季の北西の季節風などこの地域特有の強い風が吹く日がしばしばあります。

2-2 災害の概要

今回の大火は、平成28年12月22日10時20分頃に発生し、翌23日16時30分の鎮火に至るまでの約30時間にわたる大規模な火災となりました。

乾燥した南からの強風にあおられ、延焼や飛び火などにより火元から約300メートル離れた日本海沿岸まで燃え広がり、火災としては初めて被災者生活再建支援法（風害による）に適用されました。

【火災等の状況】(平成29年4月1日現在)

日 時	平成28年12月22日10時20分頃～翌23日16時30分
出 火 場 所	糸魚川市大町1丁目2番7号のラーメン店
焼 損 棟 数	147棟（全焼120棟、半焼5棟、部分焼22棟）
焼 失 面 積	約4ヘクタール (40,000 m ²)
負 傷 者	17人（一般2人、消防団員15人）
被 災 者 状 況	145世帯、260人、56事業所



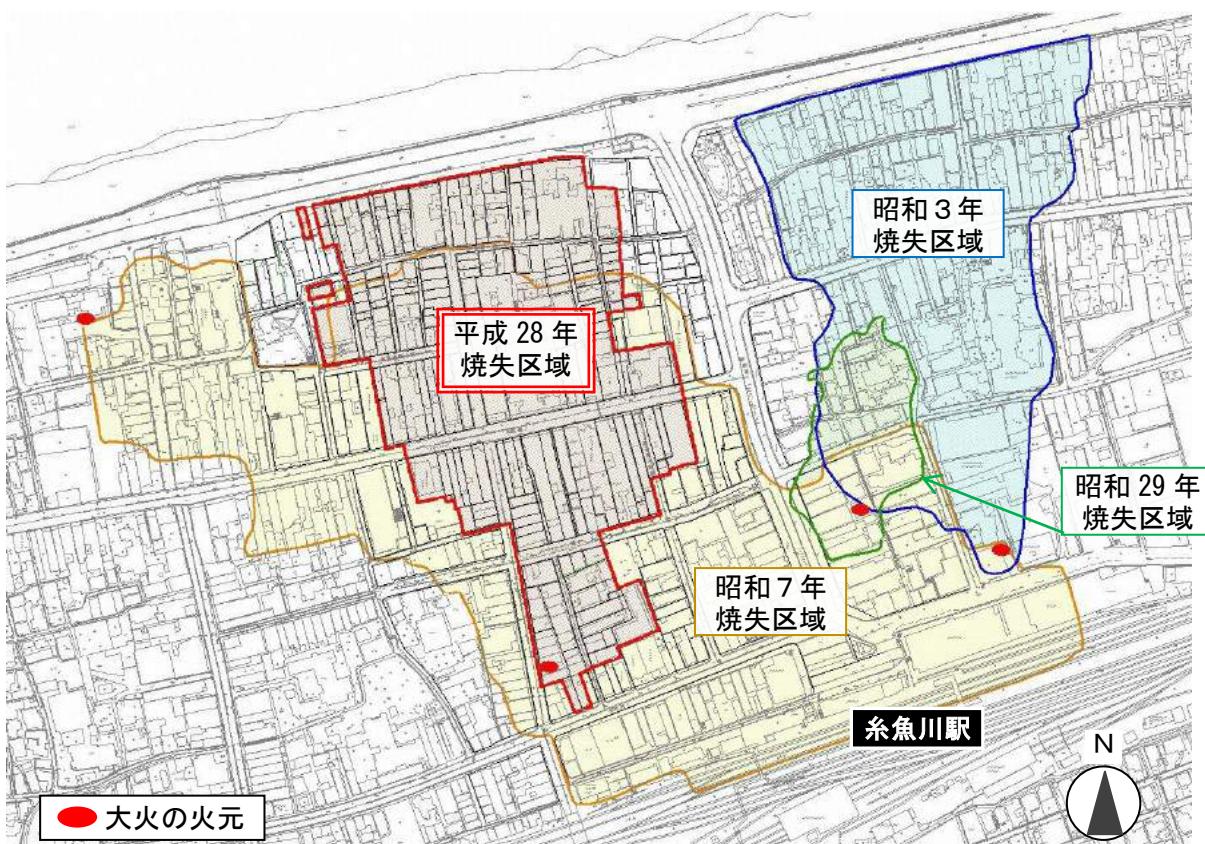
本町通りでの消火活動



焦土と化した市街地

2-3 過去の大火

本市においては、この地域特有の強い風を原因として、昭和以降に限っても昭和3年、7年、29年と度重なる大火を経験しており、なかでも昭和7年12月21日の大火では、北西の強風にあおられ368棟が全焼しました。今回の被災エリアは、昭和7年の大火による被災エリアと重なる部分が多く、このときの大火灾後に建てられた比較的古い家屋が残っていた地域でした。



昭和3年、昭和7年、昭和29年、平成28年大火焼失区域図(糸魚川市消防本部作成)

大火発生年	建物(全焼・半焼・部分焼)	被災世帯	被災人員
昭和3年	188棟	119世帯	504人
昭和7年	380棟	332世帯	1,791人
昭和29年	42棟	27世帯	113人
平成28年	147棟	145世帯	260人

2-4 大火の主な要因

今回の大火では、死者こそ出ませんでしたが、147棟の建物が焼損し、昭和51年の酒田大火(焼失面積22.5ヘクタール)以来の大規模な市街地火災(地震を原因とするものを除く)となりました。

このような大火となった主な要因として、出火当日の気象状況があり、朝から一日を通して南寄りの強風(糸魚川市消防本部観測による最大瞬間風速27.2m/秒)が続き、火元から北側方向に飛び火を伴い広範囲に延焼が拡大しました。

また、被災地とその周辺地域における道路や建物などの都市構造上の特性に加え、公園や広場等のオープンスペースがほとんどなかったことが、延焼を広げ被害を拡大させたと考えられます。

さらに、今回の大火の被災地は過去の大火と一致する部分も多くありますが、被災経験の風化も一つの要因であり、大火の教訓を語り継いでいくことが重要となっています。

このように、当地域ではハードとソフトの両面から、総合的に火災に強いまちづくりに取り組むことが必要と考えられます。

第3章 復興まちづくりに向けて

3-1 現状と課題

今回の大火により被災した地域は、加賀街道（現：本町通り）の宿場町として古くから栄え、雁木のあるまちなみや酒蔵、割烹等の歴史的資源が多く残っており、長い歴史のなかで様々な人々が住み、豊かな文化を築き上げ、多様な機能が集積していました。一方、被災前においては、65歳以上の高齢者の割合が約50%に達するなど、高齢化率と人口減少率は市全体の平均値を上回っていたほか、高齢による廃業や郊外店舗の進出などにより、空き店舗の増加をはじめとした商店街全体の活力の低下が課題となっていました。

3-2 復興まちづくりの目標

これらの現状と課題をふまえた復興まちづくりを進めていくため、被災者や市民との対話を重ね、将来のまちの姿について次のキーワードを紡ぎ出しました。

【キーワード】

- ・災害を伝える、災害から学ぶ、災害に強い
- ・買い物と食事、人々の交流、散策、海と景観、歴史、街並み、観光客でにぎわう
- ・市民でにぎわう、笑顔あふれる、集う、家族、コミュニティ、多世代、安心
- ・やる気、元気、絆、輝く、蘇る

【復興まちづくりの目指す姿】

これらのキーワードをふまえつつ、年齢や性別の違い、障害の有無にかかわらず誰もが利用しやすいというユニバーサルデザインの考え方のもと、住む人が暮らしやすく、訪れる人も過ごしやすい復興まちづくりの目指す姿を次のように位置づけます。

安全で安心なまち

- 火災や災害に強い都市基盤のもとで、過去からの教訓を学び、伝えることができる住民同士の強いつながりが形成され、笑顔で暮らせる安全で安心なまちを目指します。



安らぎと緑のあるまち

- 中心市街地としてのにぎわいや防災面での効果に加え、子育て世代や高齢者などの多世代が安らげる場として、緑のある快適なまちを目指します。



歴史の風情が香るまち

個々の建物の個性を生かしつつ、雁木や景観に配慮した調和のとれたまちなみを再生し、街道沿いの風情や生活の営みに根ざした歴史と文化の香りが漂うまちを目指します。



歩きやすいまち

歩行者にやさしい生活道路と主要幹線道路との機能分担を図りながら、人々が笑顔で行き交う、歩きやすいまちを目指します。



住んでよし 訪れてよしのまち

安心して心豊かに暮らせるコミュニティとともに、魅力的で個性あふれる商店街のにぎわいがあるような「住んでよし、訪れてよし」のまちを目指します。



【復興まちづくりの目標(キャッチフレーズ)】

これらの姿を共有し、それぞれの立場で行うべきことを明確にしつつ主体的に行動するための復興まちづくりの目標を次のとおり掲げます。

力タイ絆で よみがえる 笑顔の街道 糸魚川

糸魚川市で産出される国石ヒスイのように力タイ絆で力を合わせて大火から復興し、被災者の笑顔とまちのにぎわいをよみがえらせるとともに、歴史ある街道沿いの街なみに人々が集い笑顔で行き交う、歩きたくなるまちの姿をあらわしています。

3-3 3つの方針と将来イメージ

復興まちづくりの目標「カタイ絆で よみがえる 笑顔の街道 糸魚川」を達成するため、3つの方針を以下のとおり掲げ、復興まちづくりを推進します。

方針①：災害に強いまち

方針②：にぎわいのあるまち

方針③：住み続けられるまち

災害に強いまち

カタイ絆で よみがえる
笑顔の街道 糸魚川

にぎわいのあるまち

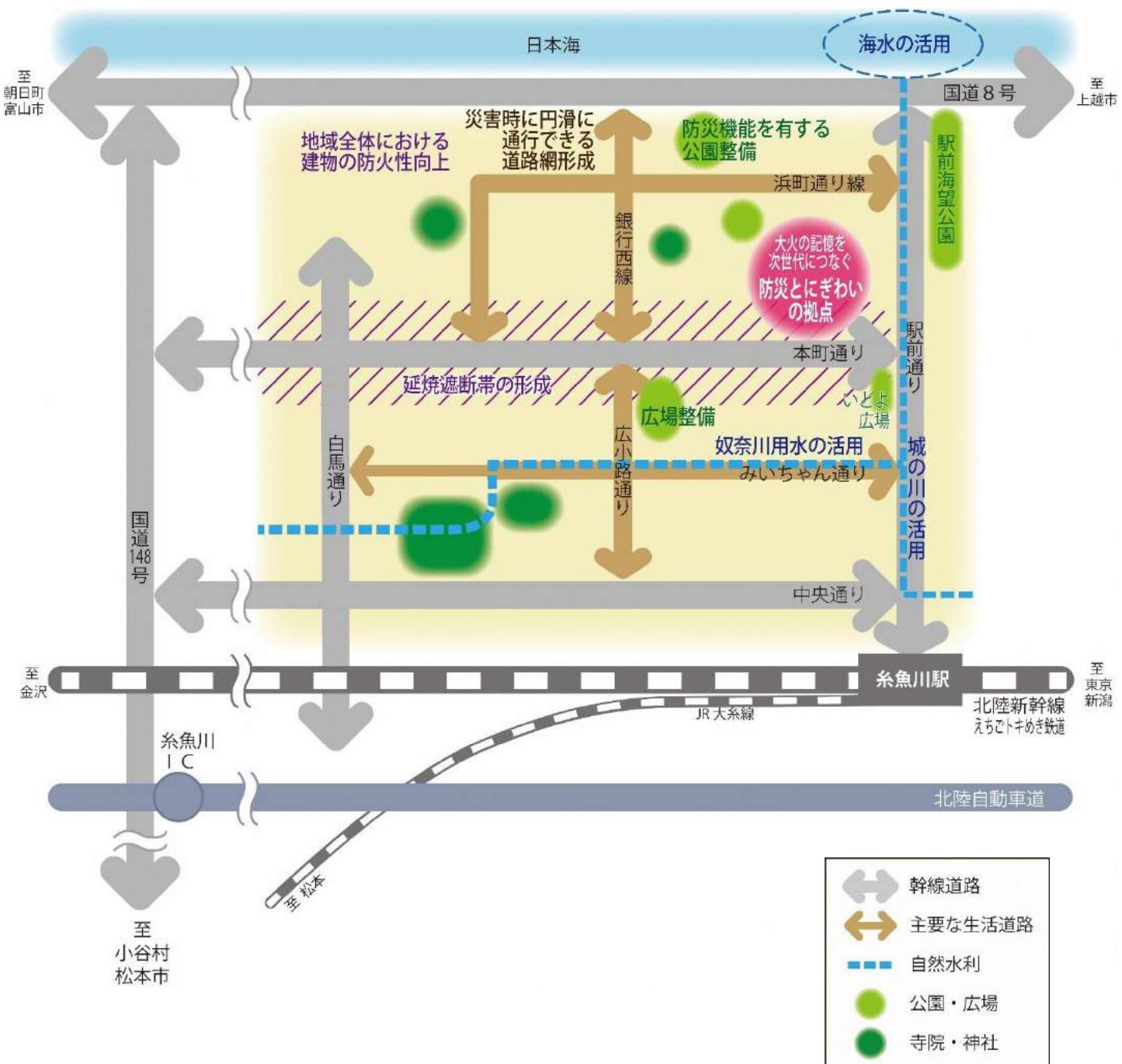
住み続けられるまち

方針①災害に強いまち

「大火を二度と繰り返さない」災害に強い安全な市街地再生に向け、道路の拡幅や防災公園の整備、建築物の不燃化などを進めるとともに、消防水利をはじめとする消防基盤の拡充・整備を図ります。

また、常備消防や消防団体制の強化、自主防災組織の充実、広域道路ネットワークを利用した応援体制の強化などをあわせて行うことで、総合的に地域の防災力を高めていきます。

■ 「災害に強いまち」づくりに向けた導入機能と配置イメージ



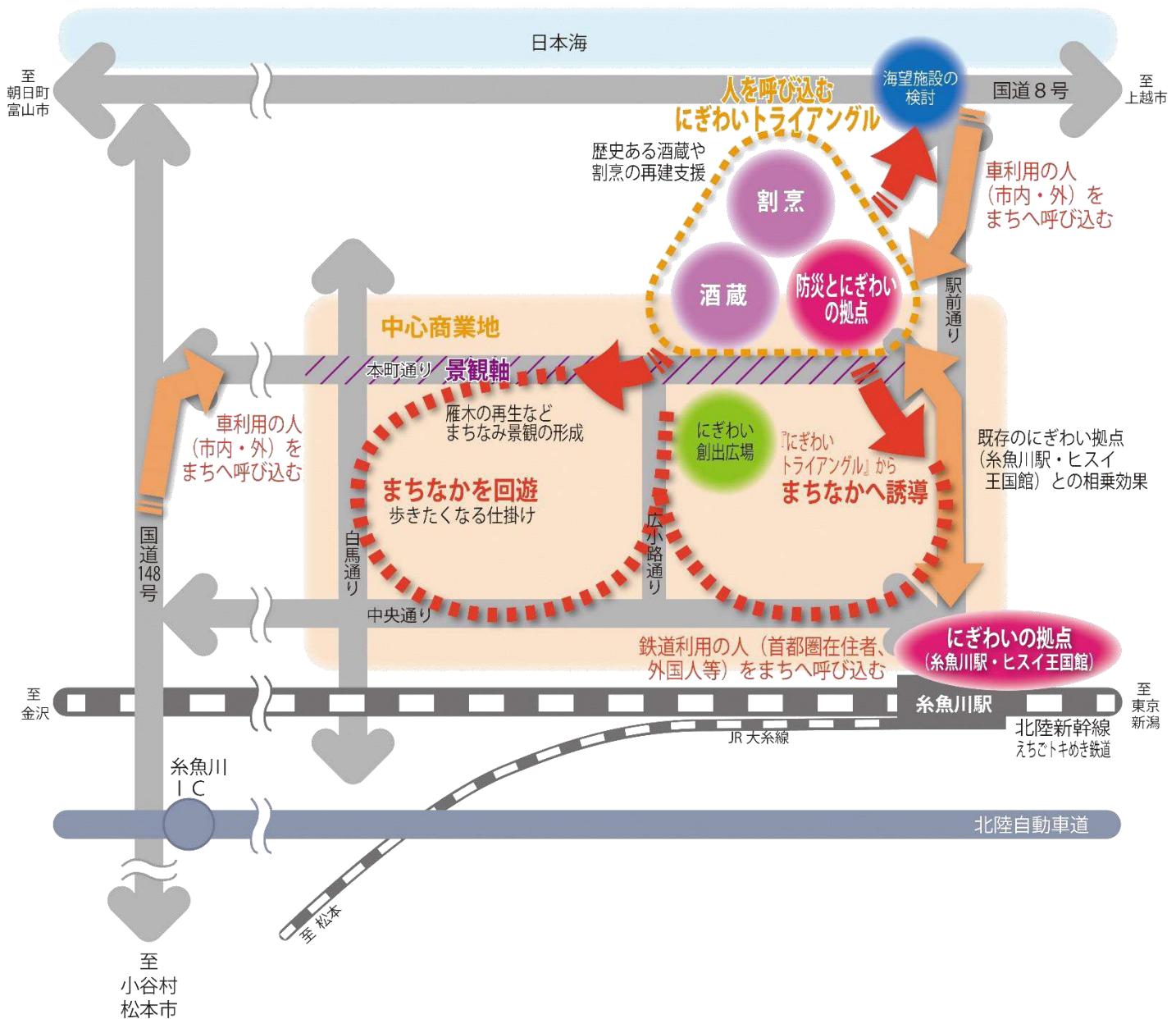
方針② にぎわいのあるまち

人々が集い憩う中心市街地としてのにぎわいと活力を創出するために、人口減少や持続可能な運営に配慮しながら、防災とにぎわい拠点施設やにぎわい創出広場の整備、海望施設や街なか駐車場の適正な規模や位置について検討を進めます。

また、事業再建や起業・創業、雁木の再生など糸魚川らしいまちなみ景観の形成、イベントの継続的な実施や個店の魅力アップなどの取組とこれらを担う人材の育成を推進します。

これらの取組により、北陸新幹線、北陸自動車道、国道や今後整備が期待される松本糸魚川連絡道路など広域から人を誘客できる交通結節点としての利便性を生かし、商店街全体を歩いて楽しめるような民間主体によるにぎわいの創出を図ります。

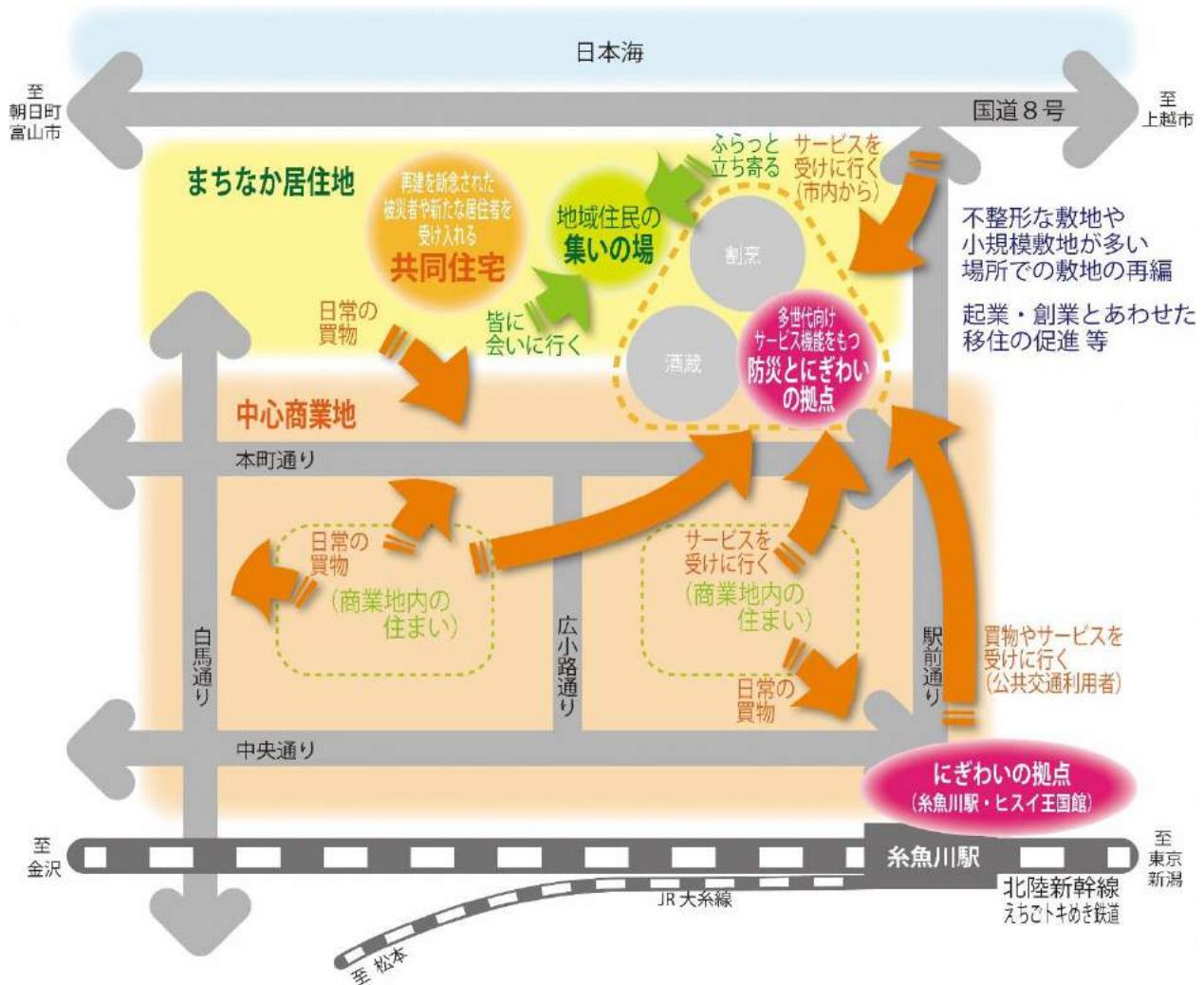
■ 「にぎわいのあるまち」づくりに向けた導入機能と配置イメージ



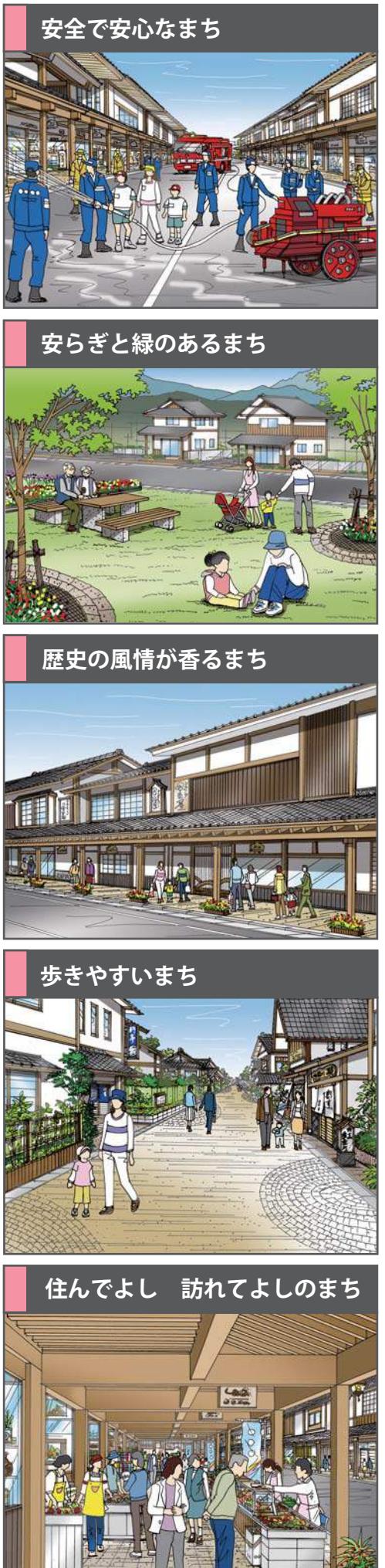
方針③ 住み続けられるまち

被災前の人団規模を回復し、将来にわたり地域の活力を維持するため、多様な住宅の供給や公園等の居住環境の整備を進めるとともに、子育てや高齢者サービスの充実や住民による地域活動の支援、起業・創業とあわせた移住の促進等により、多世代が安心して住み続けられる便利で暮らしやすいまちを目指します。

■ 「住み続けられるまち」づくりに向けた導入機能と配置イメージ



まちの将来イメージ



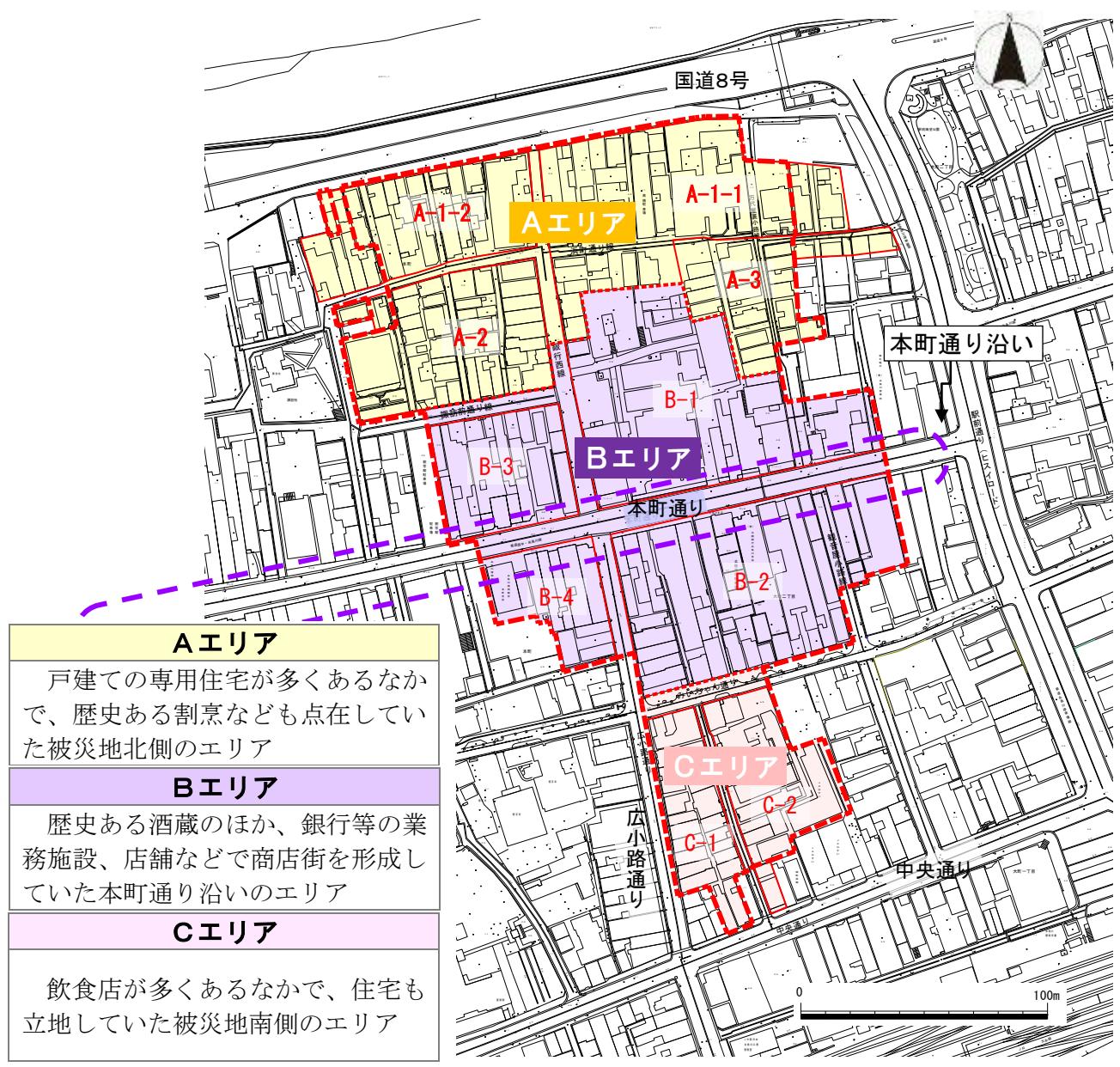
3-4 復興まちづくりの進め方

復興まちづくりを進めるにあたり、早期の再建意向への配慮や被災状況が限定的であった既存インフラの活用に加え、旧街道を中心とした糸魚川らしいまちの歴史を生かすことが重要と考えます。

このため、長期間を要する大規模な区画整理事業などの抜本的な基盤整備は行わず、早期の生活・事業再建を可能とし、これまでの歴史に培われた糸魚川らしい市街地形態を継承する「修復型のまちづくり」を進めていきます。

また、被災地を被災前の土地利用状況をふまえた3つのエリアに分け、従前の用途に沿った土地利用を促進します。

道路拡幅などの事業の実施にあたっては、被災地を11ブロック（概ね街区単位規模の10ブロックと景観形成と建築物の不燃化を促進する本町通り沿い）に分け、きめ細やかな合意形成を図りながら進めていきます。



▲エリア及びブロック区分図

第4章 重点プロジェクト

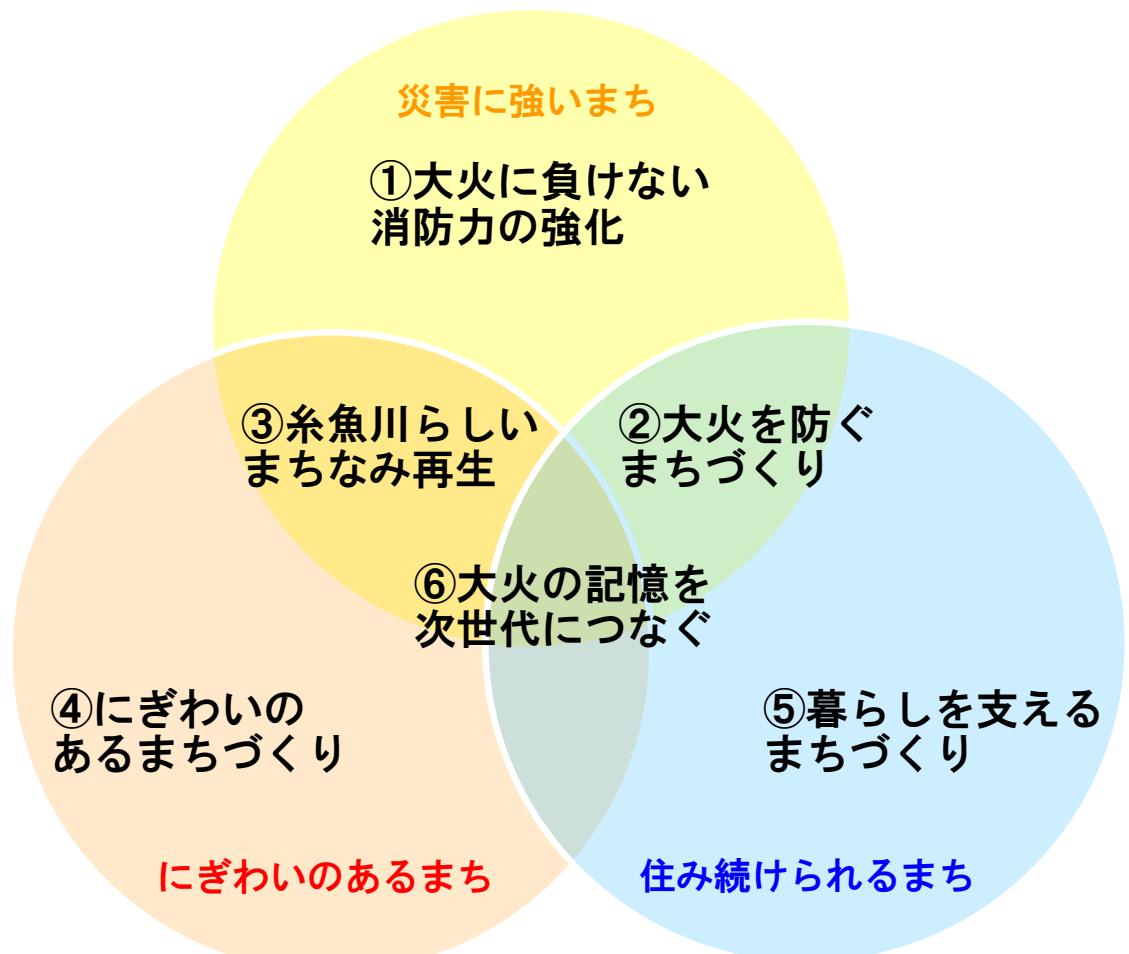
本章では、「第5章 取り組むべき施策」に掲げる取組のうち、今後の復興まちづくりをけん引するうえで重要な施策や波及効果が高く優先的に取り組むべき施策を6つの重点プロジェクトとして取りまとめています。

重点プロジェクトを設定することで、取組の方向性を明確にするとともに、早期の復興に向け、体制を強化して施策を推進していきます。

<6つの重点プロジェクト>

プロジェクト名	災害に強い	にぎわいのある	住み続けられる
1 大火に負けない消防力の強化プロジェクト	★		
2 大火を防ぐまちづくりプロジェクト	★		★
3 糸魚川らしいまちなみ再生プロジェクト	★	★	
4 にぎわいのあるまちづくりプロジェクト		★	
5 暮らしを支えるまちづくりプロジェクト			★
6 大火の記憶を次世代につなぐプロジェクト	★	★	★

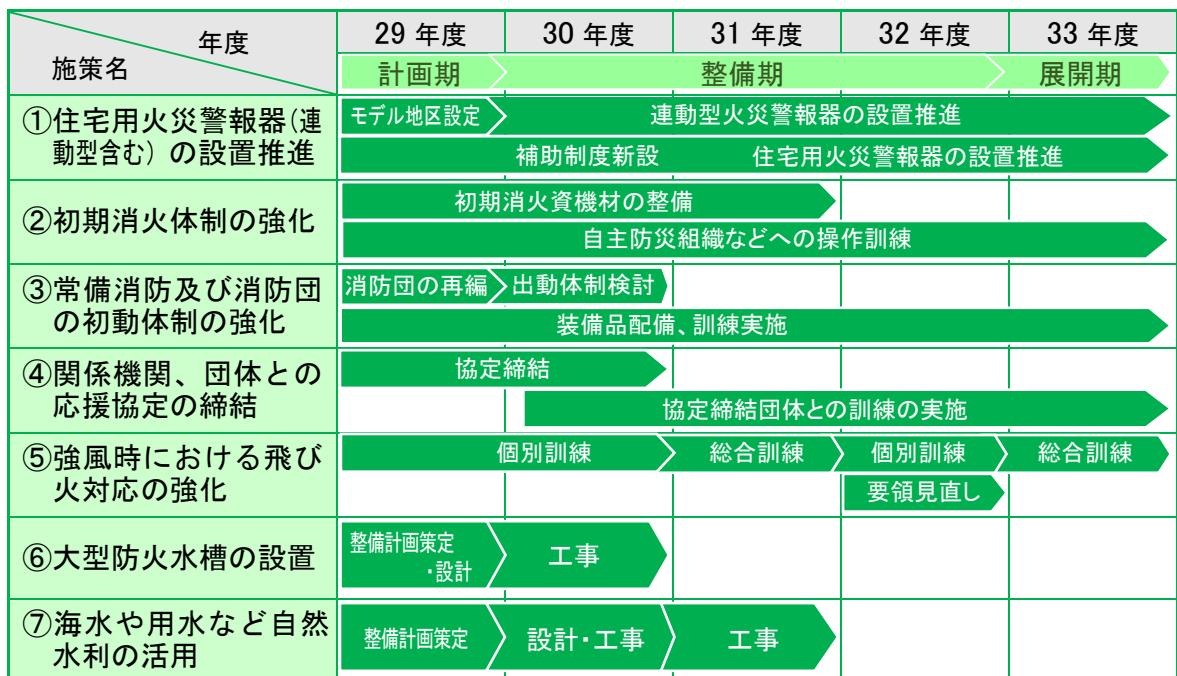
【各プロジェクトの位置づけ】



4－1 大火に負けない消防力の強化プロジェクト

目 的	防火教育や器具等の設置を推進して火災を未然に防ぐとともに、自主防災組織など地域住民も含めた消火訓練等による地域防災力の向上により、初期消火体制の強化を図る。また、被災地をはじめとする密集市街地での延焼拡大にも対応できる消防水利等の基盤整備を行い、総合的な消防力の強化を図ります。
主 な 施 策	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅用火災警報器（連動型含む）の設置推進（1-11） ② 初期消火体制の強化（1-15） ③ 常備消防及び消防団の初動体制の強化（1-18） ④ 関係機関、団体との応援協定の締結（1-19） ⑤ 強風時における飛び火対応の強化（1-20） ⑥ 大型防火水槽の設置（1-9） ⑦ 海水や用水など自然水利の活用（1-10）
※施策名の末尾（ ）は第5章の施策番号	 <p>大火時の奴奈川用水</p>  <p>消防団員の合同訓練</p>
実 施 主 体	住民、自治会、事業者、市(消防団)、自主防災組織

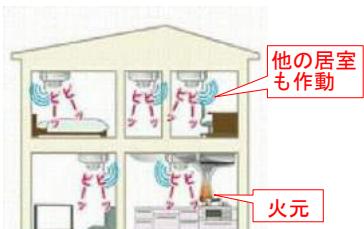
■計画スケジュール



※ 計画スケジュールは、現段階で想定する手順を示したものです。

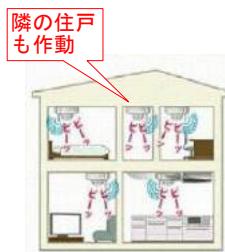
[①補足説明] 住宅用火災警報器（連動型）

【住戸内連動】



住戸内の他の居室の警報器も連動して作動

【住戸間の連動】



隣接する住戸間で警報器を共同設置。火元以外の住戸も連動して作動

※イラストは、糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方検討会報告書から引用

[⑤補足説明] 強風時における飛び火対応の強化

○「強風時火災防ぎよ要領」に基づく訓練の実施

- ・飛び火警戒のための消防職員、消防団員の配置
- ・延焼を食い止める阻止線の設定
- ・有効な放水圧力や角度、射程距離などを規定



映像伝送による飛び火警戒

○映像等による飛び火警戒

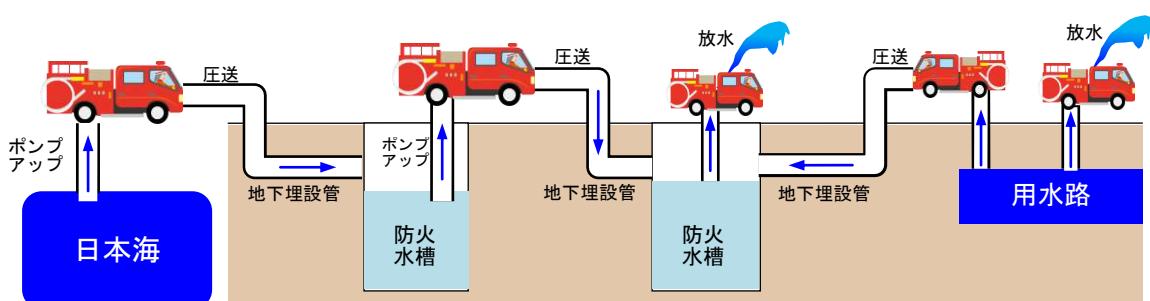
- ・可搬式の映像伝達装置を用いて飛び火を警戒



[⑦補足説明] 海水等の取水配管システムのイメージ

可搬ポンプで海水等を吸い上げ、地下埋設管を通して防火水槽に圧送する。

地下埋設管を複数の防火水槽に接続することで、広範囲に送水が可能。

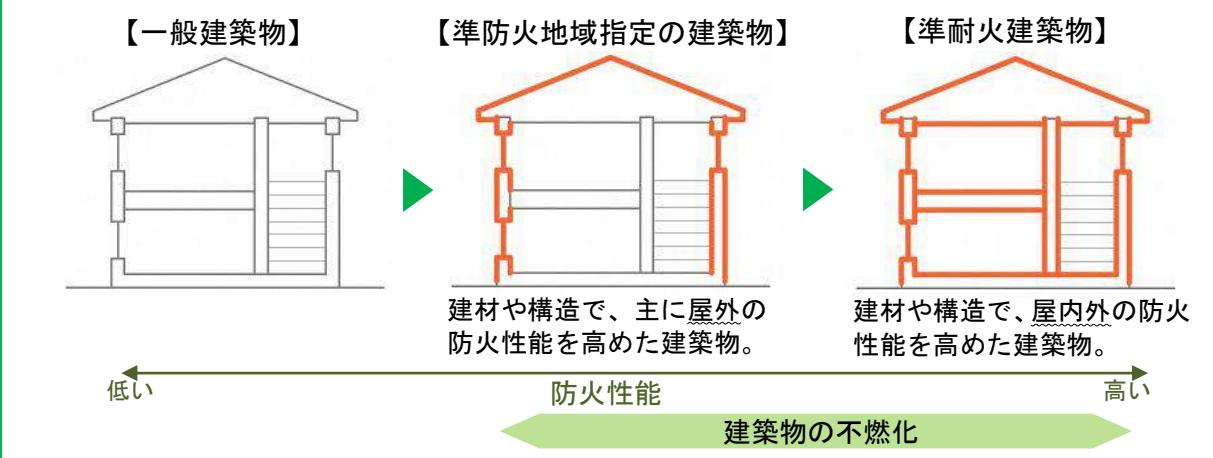


4-2 大火を防ぐまちづくりプロジェクト

目的	大火の拡大を防ぐため、本町通りを延焼遮断帯として機能させるとともに、地区全体の建築物の不燃化を促進します。また、市道の拡幅や防災上有効な公園等の整備などにより、延焼の拡大を防止し、市民と共に他の災害にも強いまちをつくります。																																															
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 本町通りにおける延焼遮断帯の形成 (1-6) ② 木造の建築物が密集する地域における建築物の不燃化に対する支援 (1-7) ③ 防災機能を高める市道の拡幅 (1-1) ④ 防災機能を備えた広場の整備 (1-2) ⑤ 延焼の拡大を防ぐ植栽・植樹の促進 (3-8) ⑥ 被災地域における敷地再編による木造の建築物が密集する地域の解消 (3-3) <p>【延焼遮断帯のイメージ】</p> <p>※施策名の末尾()は第5章の施策番号</p>																																															
実施主体	住民、事業者、市(消防団)、本町通り商店街振興組合、にいがた緑の百年物語緑化推進委員会																																															
■計画スケジュール																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度 施策名</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> <th>33年度</th> </tr> <tr> <th>計画期</th> <th colspan="3">整備期</th> <th>展開期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①本町通りにおける延焼遮断帯の形成</td> <td>要綱等作成～ 都市計画手続</td> <td colspan="3">都市計画決定～運用開始・建築</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②木造の建築物が密集する地域における建築物の不燃化に対する支援</td> <td>制度内容 ・検討</td> <td colspan="3">不燃化への支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③防災機能を高める市道の拡幅</td> <td>用地買収 ・設計</td> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④防災機能を備えた広場の整備</td> <td>用地買収 ・設計</td> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤延焼の拡大を防ぐ植栽・植樹の促進</td> <td>場所等の 検討</td> <td colspan="3">被災地内の植樹活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥被災地域における敷地再編による木造の建築物が密集する地域の解消</td> <td>事業認可 手続</td> <td>換地処分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年度 施策名	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計画期	整備期			展開期	①本町通りにおける延焼遮断帯の形成	要綱等作成～ 都市計画手続	都市計画決定～運用開始・建築				②木造の建築物が密集する地域における建築物の不燃化に対する支援	制度内容 ・検討	不燃化への支援				③防災機能を高める市道の拡幅	用地買収 ・設計	工事				④防災機能を備えた広場の整備	用地買収 ・設計	工事				⑤延焼の拡大を防ぐ植栽・植樹の促進	場所等の 検討	被災地内の植樹活動				⑥被災地域における敷地再編による木造の建築物が密集する地域の解消	事業認可 手続	換地処分			
年度 施策名	29年度		30年度	31年度	32年度	33年度																																										
	計画期	整備期			展開期																																											
①本町通りにおける延焼遮断帯の形成	要綱等作成～ 都市計画手続	都市計画決定～運用開始・建築																																														
②木造の建築物が密集する地域における建築物の不燃化に対する支援	制度内容 ・検討	不燃化への支援																																														
③防災機能を高める市道の拡幅	用地買収 ・設計	工事																																														
④防災機能を備えた広場の整備	用地買収 ・設計	工事																																														
⑤延焼の拡大を防ぐ植栽・植樹の促進	場所等の 検討	被災地内の植樹活動																																														
⑥被災地域における敷地再編による木造の建築物が密集する地域の解消	事業認可 手続	換地処分																																														
※ 計画スケジュールは、現段階で想定する手順を示したものです。																																																

[②補足説明] 建築物の不燃化

建築物の防火性能を高め、燃えにくい建物にします。



[③補足説明] 市道の拡幅効果

- ・延焼の拡大を防止
- ・緊急車両の円滑な通行と活動
- ・速やかな避難行動

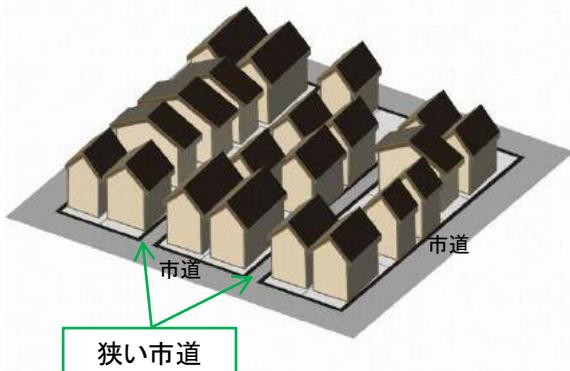


【幅員 4 m道路(写真左)と幅員 6 m道路(写真右)での消防活動のイメージ】

[⑥補足説明] 敷地再編による木造住宅密集地域の解消

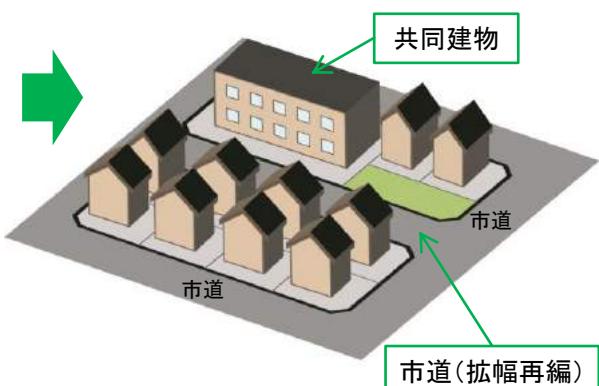
【再編前】

木造の建物が密集



【再編後】

敷地再編によるゆとりある建物の配置



4-3 糸魚川らしいまちなみ再生プロジェクト

目 的	雁木や酒蔵などをはじめとする本町通りの歴史的なまちなみを再生するとともに、個々の建物の個性を生かしつつ、全体として調和のとれた糸魚川らしい景観づくりを推進します。
主 な 施 策	<ul style="list-style-type: none"> ① 雁木再生への支援 (2-10) ② 地場産材等を活用した復興モデル住宅の推奨、支援 (3-2) ③ 雁木のあるまちなみと調和する住宅や店舗の建築の促進と支援 (2-11) ④ 道路や歩道の美装化 (2-12) ⑤ 無電柱化の推進 (1-3)
※施策名の末尾 ()は第5章の 施策番号	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>美装化された小路 (鍋茶屋通り：新潟市)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>雁木のあるまちなみ (牧之通り：南魚沼市)</p> </div> </div>
実 施 主 体	住民、事業者、市、本町通り商店街振興組合と周辺の商店街組合、商工会議所、観光協会

■計画スケジュール

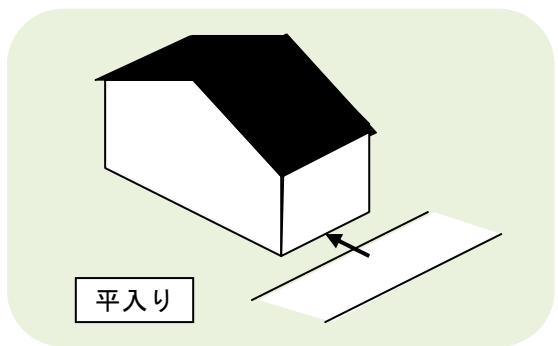


※ 計画スケジュールは、現段階で想定する手順を示したものです。

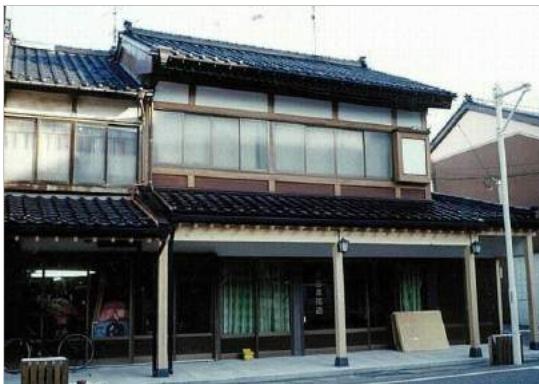
[補足説明] 糸魚川らしいまちなみの再生

●本町通り沿いの建物の特徴

- ・黒色の瓦で玄関が桁側の建物（平入り）が多い。
- ・歩行者が雪や雨にあたらないよう軒先に雁木が連なっている。



●本町通り沿いの雁木



雁木とは…

新潟県や青森県などで見られる建築物。建物の庇(ひさし)を道路側に長く出し、通行者が雨や雪にあわない通路として作られている。

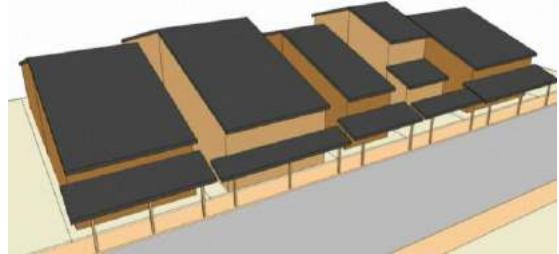


(平成5年度本町通り商店街共同施設設置事業)

●住民や事業者による一定のルール作り



建物の形状や色彩のルールと雁木がないイメージ



建物の形状や色彩のルールと雁木があるイメージ

ルールづくりの例（地区計画、まちなみ環境整備要綱など）

建物や雁木の不燃化への取組と合わせて行う。（景観と不燃化の両立）

4-4 にぎわいのあるまちづくりプロジェクト

目的	中心市街地のにぎわいを高めるため、事業者の早期再建を支援するとともに、若者や子育て世代をはじめとする市民や地域住民が集いたくなるまちづくりを推進することで、来訪者の増加や新たな事業者の参入を促進します。
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災とにぎわいの拠点施設の整備（2-4） (大火の記憶を伝える防災メモリアル機能、公的サービス提供機能などを検討) ② にぎわい創出広場の整備（2-5） ③ 事業再建支援策の拡充とUターン創業の促進（2-1） ④ まちづくりを担う人材の育成（2-29） ⑤ 日本海と海の幸を生かした誘客の強化（2-19） ⑥ 海望施設の検討（2-6）
※施策名の末尾 ()は第5章の 施策番号	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>にぎわいの拠点施設 (御殿堰：山形県山形市)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>にぎわい創出広場 (仮設整備)</p> </div> </div>
実施主体	事業者、商店街組合、市、商工会議所、観光協会、北アルプス日本海広域観光連携会議、金融機関、大学

■計画スケジュール

年度 施策名	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	計画期	整備期			展開期
①防災とにぎわいの拠点施設の整備	機能の検討 運営の検討	基本構想 基本計画	実施設計 工事	工事	供用開始
②にぎわい創出広場の整備	機能の検討 運営の検討	計画・設計 工事	工事		供用開始
③事業再建支援策の拡充とUターン創業の促進	事業再建補助金の拡充				
④まちづくりを担う人材の育成	まちづくり団体 の組織化	まちづくり団体 の活動支援		自立的な 活動展開	
⑤日本海と海の幸を生かした誘客の強化		ツアープロモーション 企画・実施			
⑥海望施設の検討	機能の検討 運営の検討	基本構想 基本計画	実施設計	工事	供用開始

※ 計画スケジュールは、現段階で想定する手順を示したものです。

4-5 暮らしを支えるまちづくりプロジェクト

目的	幅広い世代が安心して生活できる住環境を提供するとともに、U Iターンを促進しながら、豊かなコミュニティのもとで、いきいきと住み続けられるまちをつくります。
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療、福祉や子育てサービスと連携した市営住宅の整備（3-1） ② 被災地域へのU Iターンの促進（3-10） <ul style="list-style-type: none"> （Iターン者向けツアー、家賃補助の拡充） ③ 誰もが気軽に集える場づくり（3-5） ④ 日常生活の支援を行う相談員の配置（3-12） ⑤ 生活再建のための金融等の支援（3-6, 7） <ul style="list-style-type: none"> （生活資金、住宅再建に対する支援）
※施策名の末尾（ ）は第5章の施策番号	 <p>市営住宅のイメージパース</p>  <p>若者の話し合い (復興まちづくり情報センター)</p>
実施主体	住民、事業者、市、自治会、社会福祉協議会

■計画スケジュール



※ 計画スケジュールは、現段階で想定する手順を示したものです。

4-6 大火の記憶を次世代につなぐプロジェクト

目 的	大火の記録を後世に伝えるために、防災とにぎわい拠点施設に防災メモリアル機能を導入し、防災活動拠点や防災教育・啓発の場とともに、被災地を中心に大火の記憶を伝承するツール(仕掛け)づくりを推進します。
主 な 施 策	<p>① 防災とにぎわいの拠点施設の整備(再掲) (2-4) (大火の記憶を伝える防災メモリアル機能、公的サービス提供機能などを検討)</p> <p>② こども消防隊の設置 (1-25)</p> <p>③ ホームページ等による復興情報の発信 (3-9)</p> <p>④ 復興まちづくり版マンホール蓋への取替 (1-26)</p> <p>⑤ 防火と大火の記憶を受け継ぐ植樹の促進 (再掲) (3-8)</p>
※施策名の末尾 ()は第5章の 施策番号	 <p>放水訓練 (糸魚川こども消防隊)</p>  <p>駅北大火の記憶 糸魚川市</p>  <p>大きい被害をもたらした大火 1. 大きな被害をもたらした大火 2016年1月22日午前2時20分ごろ、当内閣府丁目付近で大火が発生した。隣接する駅北地区も影響を受けた。幸運なことに、この大火は周囲の建物や人命に直接的な危険を及ぼさなかった。しかし、この大火は、多くの人々が心を痛めさせた。被災者たちは、自分たちの家や職場が失われたこと、大切な思い出が失われたこと、そして、大切な命が失われたことなど、様々な悲しみや喪失感を感じた。一方で、この大火は、人々の心を一つにし、復興への意気込みを高めた。被災者たちは、一日も早い復旧を目指し、日々努力を怠らず、また、地域社会全体が手を貸して、復興の道筋を切り開いていった。このように、大火は、人々の心をつなぎ、希望をもたらす力を持った。それは、まさに「大火の記憶」である。</p> <p>こども向け副読本</p>
実 施 主 体	住民、自治会、市(消防団)、にいがた緑の百年物語緑化推進委員会

■計画スケジュール



※ 計画スケジュールは、現段階で想定する手順を示したものです。

重点プロジェクト施策箇所図

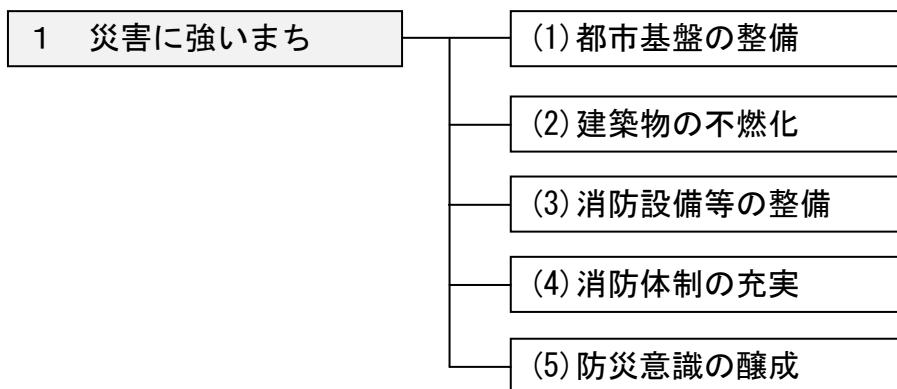


第5章 取り組むべき施策

本章では、復興まちづくりの目標の実現に向けて3つの方針別に必要な施策を整理しています。

今後、取り組むべき施策は、被災者や関係者等のニーズ、復興まちづくり事業を取りまく諸環境の変化に応じて柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

5-1 「災害に強いまち」に向けた施策



(1) 都市基盤の整備

道路や公園等の都市基盤の整備により、火災の延焼を防止し、消火・避難活動を円滑にし、災害に強いまちとします。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(1-1) 防災機能を高める市道の拡幅	緊急車両の通行、延焼の防止、速やかな避難を可能にする市道の幅員を確保する。	市	H29-H30	2
(1-2) 防災機能を備えた広場の整備	災害時における一時避難や救護活動の場としての防災機能を備える広場を整備する。	市	H29-H30	2
(1-3) 無電柱化の推進	災害時における避難経路の確保や街なみ景観の向上を図るため、本町通りをはじめ被災地周辺の無電柱化を推進する。	市	H29-H33	3
(1-4) マンホールトイレの設置	防災公園内にマンホールトイレを設置し、災害時に仮設トイレとして利用する。	市	H30	
(1-5) ガス、水道、下水道管整備	道路の改良・新設計画に基づき、ガス・水道・下水道管を整備する。	市	H29	

注：重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

(2) 建築物の不燃化

燃えにくい建築物への建替えや改修の推進及び、本町通りの延焼遮断帯の形成により、大規模な延焼を防止します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(1-6) 本町通りにおける延焼遮断帯の形成	本町通り沿いの建築物の防火性能を高めて延焼遮断帯とし、まち全体の防火機能を高める。	本町通り商店街振興組合、沿線住民、市	H29-H32	2
(1-7) 木造の建築物が密集する地域における建築物の不燃化に対する支援	火災の延焼を防止するため、住民と連携した防災まちづくりを検討するとともに、木造の建築物が密集する地域における建築物の不燃化に対する支援を行う。	市	H29-H33	2
(1-8) 危険家屋の解体促進による延焼防止	木造の建築物が密集する地域内の危険家屋の解体を促進することで、火災の延焼を防止する。	市	H29-H33	

注：重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

(3) 消防設備等の整備

消防活動を円滑に実施するための消防設備や水利等の整備を推進します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(1-9) 大型防火水槽の設置	駅北地区及び市内で木造の建築物が密集する地域等に大型防火水槽(100 m ³ 程度)を整備する。	市	H29-H30	1
(1-10) 海水や用水など自然水利の活用	海水取水配管システムを検討するとともに、奴奈川用水や都市排水路(城の川)からの取水箇所を増設する。	市	H29-H31	1
(1-11) 住宅用火災警報器(連動型含む)の設置推進	火災の早期発見・消火、避難行動につなげるため、住宅用火災警報器の100%設置を目指すとともに、モデル地区を設定して連動型火災警報器の設置を推進する。	市	H29-H33	1
(1-12) 融雪揚水の消防水利への活用	道路融雪の揚水(消雪パイプ)を消防水利の補給水として活用する。	市	H29-H30	
(1-13) 消防水利看板の設置	消防活動が円滑に行えるよう、水利の位置や活動エリア等を看板に表示する。	市	H29-H32	
(1-14) 避難誘導看板の設置	災害発生時、速やかに避難できるよう、避難誘導看板を設置する。	自主防災組織、市	H29-H31	
(1-15) 初期消火体制の強化	住民等が行う初期消火体制を強化するため、市内木造の建築物が密集する地域等における小口径ホースなどの資機材の整備や小規模飲食店への消火器設置義務化をはじめとする消火器の設置促進と操作教育を合わせて実施する。	自主防災組織、市	H29-H33	1
(1-16) 消火栓の機能強化	駅北地区及び市内で木造の建築物が密集する地域等の消火栓の機能を強化する。	市	H29-H32	
(1-17) 消防用高所監視設備の設置	火災時の飛び火警戒対策を強化するため、市内高所に監視設備を設置する。	市	H29-H32	

注：重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

(4) 消防体制の充実

大規模な火災発生時の延焼を防ぐため、常備消防及び消防団装備や体制を充実し、初動体制を強化します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(1-18) 常備消防及び消防団の初動体制の強化	常備消防及び消防団の火災等における初動体制を確立するため、人員及び資機材等を充実・強化するとともに、消防団の組織再編とあわせ、方面隊の合同訓練を実施するなどして初動体制を強化する。	市	H29-H33	1
(1-19) 関係機関、団体との応援協定の締結	県外消防本部、地元業者等と相互応援協定を締結し、迅速な対応と消防防災対策を円滑に行う。また、市外団体との大火に関する研究・連携の協定等を検討する。	市	H29-H30	1
(1-20) 強風時における飛び火対応の強化	強風時の飛び火等の対応を迅速かつ的確に行うため、飛び火等の警戒対応を定めた要領を基に訓練する。	市	H29-H33	1
(1-21) 自主防災組織等の充実、強化	災害による被害を予防・軽減するため、地域住民主体の防災活動の充実、強化を図る。	自主防災組織、自治会	H29-H33	
(1-22) 消防団、自主防災組織の連携	住民等が行う初期消火等の初動体制を強化するため、消火器等を利用した初期消火の手順動画教材を作成し、消防団及び自主防災組織が連携し実働訓練に生かす。	市	H29-H33	
(1-23) 消防団員の確保	次代の消防を担う新たな人材の獲得のため、若手消防団員による地域イベント等を開催し、消防団員を勧誘する。 また、消防団協力事業所制度の活用等による事業所への優遇措置により、消防団員が活動しやすい環境を整える。	市	H29-H33	
(1-24) 建物屋上からの消火活動の取り決め	高所放水できる建物の所有者と、事前に放水利用について取り決めておく。	市	H29-H30	

注：重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

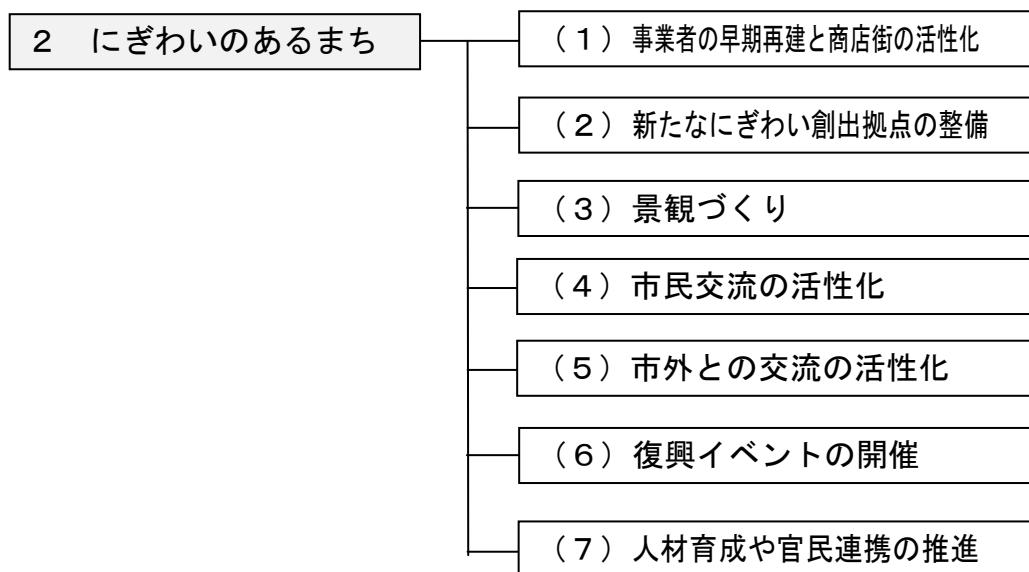
(5) 防災意識の醸成

火災を起こさないまちを目指して、防災リーダーの育成や防災教育を充実させ、市民の防災意識を醸成します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(1-25) こども消防隊の設置	自らの命を守る主体的な行動力を育成するため、防火防災の知識・技術を身につける。	学校、市	H30-H33	6
(1-26) 復興まちづくり版マンホール蓋への取替	マンホールの一部を「復興まちづくり版」カラー蓋に取替し、防火意識の啓発につなげる。	市	H30-H33	6
(1-27) 市民が主役の火災予防	防災、火災予防に資する行事や地元活動への積極的な参加を促すとともに、一般家庭防火診断や防火意識向上の広報等に取り組む。	自主防災組織、自治会、市	H29-H33	
(1-28) 児童、生徒の防災教育の推進	自分の命は自分で守れるよう、駅北大火の情報を整理して、防災教育を推進する。	学校、市	H29-H33	
(1-29) 防火、防災出前講座の実施	出前講座の実施で地域の防火機運を高め、防災活動を主導する防災リーダーを育成する。	自主防災組織、市	H29-H33	
(1-30) 事業所との初期消火の体制構築	火災発生時に事業所が協力できる体制を構築する。	事業者、市	H29-H33	
(1-31) 火災延焼システムの導入検討	防火意識を高めるため、火災延焼シミュレーションシステム等の導入を検討する。	防災情報研究所、市	H29-H33	
(1-32) 防災学習のための看板の設置	街歩きをしながら防災学習ができるよう、被災地内の街角に小型の学習看板を設置する。	市	H30-H31	
(1-33) 避難訓練の実施	避難の手順や初動避難の重要性を確認するために、避難訓練を定期的に実施する	自主防災組織、自治会、学校、事業所、福祉施設、市	H29-H33	

注：重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

5-2 「にぎわいのあるまち」に向けた施策



(1) 事業者の早期再建と商店街の活性化

糸魚川市の中心商業地として、本町通り等における早期の事業再建を支援し、
にぎわいを再生します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(2-1) 事業再建支援策の拡充とU I ターン創業の促進	ビジネスチャレンジ支援事業の被災事業者への支援を拡充する。また、U I ターンからの新規創業者を呼び込むため創業セミナー等を開催する。	創業支援ネットワーク、市	H29-H33	4
(2-2) 商店街等のにぎわいの創出	商店街等のにぎわい創出のため、復興市や復興セールを開催する。	商店街組織	H29	
(2-3) 仮設店舗設置等の支援	空き店舗等を活用した仮設店舗の設置等に係る経費を支援する。	商工会議所	H29-H30	

注：重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

(2) 新たなにぎわい創出拠点の整備

既存の事業者の再建に加え、本町通り沿線にさらなるにぎわいを創出する新たな拠点を整備します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(2-4) 防災とにぎわいの拠点施設の整備	復興のシンボルとして、大火の記憶を伝える防災メモリアル機能、子育ての相談窓口など暮らしを支える公共的なサービス機能を導入し、市内外の交流拠点の整備を検討する。	商工会議所、観光協会、商店街組合、各種団体、市	H29-H32	4 6
(2-5) にぎわい創出広場の整備	にぎわいの創出を目指して、起業を希望する者などが気軽に開店できる環境と、人が集まる広場の整備を検討する。	商工会議所、観光協会、商店街組合、各種団体、市	H29-H31	4

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(2-6) 海望施設の検討	日本海に一番近い新幹線糸魚川駅の立地条件を生かした交流人口の拡大を目指して、日本海を展望できる施設の整備を検討する。	商工会議所、観光協会、市	H29-H33	4
(2-7) 街なか駐車場の検討	市外からの誘客の強化を図るため、街なか駐車場設置に向けた適正規模・適正配置を検討する。	市	H29-H31	
(2-8) 歴史ある酒蔵、割烹の再建支援	歴史ある酒蔵、割烹の再建にあたり、回遊性を高めるための施設整備や景観形成などの公共性の高い取組を支援する。	事業者、市	H29-H30	
(2-9) 鉄道資産を活用した誘客の強化	糸魚川ジオステーション”ジオパル”における鉄道資産を活用した誘客を強化し、街なかへの回遊者の増加を図る。	市	H29-H32	

注：重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

(3) 景観づくり

本町通り沿線において、雁木に代表される糸魚川らしい街なみ景観づくりを進め、商店街全体への周遊を促します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(2-10) 雁木再生への支援	歴史的街道として、雁木のある糸魚川らしいまちなみ景観を形成するとともに、難燃材や不燃材を使用した雁木の再生を図る。	本町通り商店街振興組合、商工会議所、沿線住民、市	H29-H33	3
(2-11) 雁木のあるまちなみと調和する住宅や店舗の建築の促進と支援	雁木のあるまちなみと調和する住宅や店舗の建築を推奨し、糸魚川らしいまちなみを再生する。	本町通り商店街振興組合と周辺の商店街組合、商工会議所、観光協会、沿線住民、市	H29-H33	3
(2-12) 道路や歩道の美装化	糸魚川らしいまちなみを楽しみながら商店街などを周遊、散策できるよう道路や歩道の美装化を行う。	市	H29-H33	3
(2-13) ふるさとかかるたの路面表示	「糸魚川ふるさとかかるた」をモチーフとした看板や路面標示（埋め込み型石盤等）を整備し、歩いて楽しめる仕掛けづくりを行う。	市	H29-H31	

注：重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

(4) 市民交流の活性化

中心市街地として、市民や住民を対象としたイベント等を継続的に開催し、交流の活性化によるにぎわいを再生します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(2-14) キッズフェスタの開催	遊びや職業体験などを通じて、糸魚川への愛着心や防災意識、豊かな心を育む場を提供する。	市	H29-H33	
(2-15) 子どもお楽しみ会の開催	被災地域及び近隣の子どもを元気づけるための遊びの場を提供する。	各種団体、市	H29	
(2-16) あい・プロジェクトの実施	藍を育て染める体験を通じて子どもたちの交流を促進する。	市	H29-H31	
(2-17) 花いっぱい活動の推進	花と緑を育むことにより、景観美化及び住民間の交流促進を図る。	各種団体、市	H29-H33	
(2-18) 糸魚川市美術展覧会の開催	市展で、大火で焼失したまちなみを思いおこす作品（絵画、写真）を募集・展示する。	市	H29-H31	

(5) 市外との交流の活性化

観光を始め、交流人口の流入を目指したイベント等を継続的に開催し、交流の活性化によるにぎわいを再生します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(2-19) 日本海と海の幸を生かした誘客の強化	北アルプス日本海広域観光連携会議による活動や大糸線の利用促進を通じて長野県方面からの誘客強化を図る。 また、さらなる誘客拡大のため松本糸魚川連絡道路の整備促進活動を行う。	北アルプス日本海広域観光連携会議、市	H29-H33	4
(2-20) 防災と連携した視察ツアーの実施	防災等の視察と主要観光施設を盛り込んだツアーを実施するとともに、案内看板等の整備を行う。	糸魚川市観光協会市	H29-H33	
(2-21) 街歩きガイドによる街の魅力発信	街歩きガイドにより、来訪者の満足度向上と商店との連携による土産物購入促進につなげる。	糸魚川ジオパーク協議会	H29-H33	
(2-22) 携帯アプリを活用した街なか回遊の促進	携帯アプリ「ぐるり糸魚川」を活用し、店舗情報やモデルコースの提示で回遊性を高める。	糸魚川ジオパーク協議会	H29-H33	
(2-23) 地酒めぐりバスの運行	糸魚川の地酒（五蔵）を結びつける二次交通の運行を行い、地酒めぐりを楽しんでもらう。	市	H30-H33	
(2-24) 復興キャラバン隊による情報発信	イベント等を活用し、復興の状況を市外に発信するとともに糸魚川市の観光PRをセットで行う。	糸魚川市観光協会	H29-H33	

注：重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

(6) 復興イベントの開催

大火を後世に伝える復興イベント等を企画・開催し、内外に復興まちづくりを周知します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(2-25)復興おまんた祭りの開催	おまんた祭りで復興をキーワードにした企画を実施し、市内全体で復興の機運を高める。	おまんた祭り実行委員会	H29-H32	
(2-26)ささゆり市民茶会	被災地域周辺を会場に市民茶会を開催し、焼失した駅北地区を周遊し、にぎわいを創出する。	糸魚川市文化協会	H29-H33	
(2-27)鑑賞推進事業	地域への愛着や未来に希望を感じてもらうために、お化けの館や市民ミュージカルを実施する。	実行委員会、市	H29-H33	
(2-28)相馬御風顕彰ふるさと俳句（短歌）大会の開催	駅北地区で俳句（短歌）大会を開催し、御風顕彰及び文芸振興を図りながら駅北地区を吟行する。	市、糸魚川市文化協会	H29-H33	

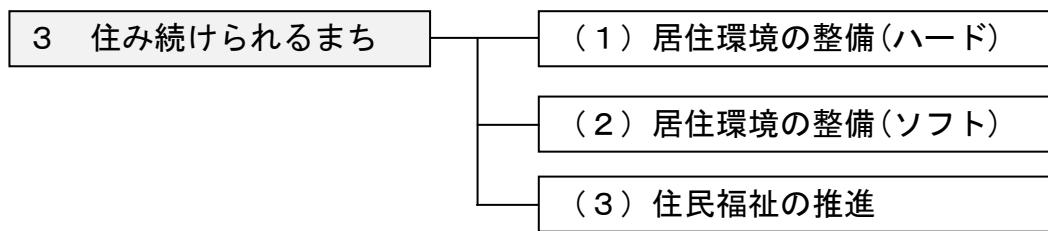
(7) 人材育成や官民連携の推進

大火からの復興と持続的な地域活性化に向け、まちづくりを担う人材の育成と産官学金連携による体制づくりを進めます。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(2-29)まちづくりを担う人材の育成	市民、事業者、団体、大学等と連携し、外部人材も活用して、地域の未来を担う人材を育成するとともに、地域活性化に向けた体制づくりを支援する。	各種団体、事業者、金融機関、大学、市	H29-H33	4
(2-30)官民連携による事業の推進	防災とにぎわいの拠点施設やにぎわい創出広場等の整備や運営に際し、地域の企業、金融機関、行政等により、官民連携事業を推進する体制づくりを行う。	各種団体、事業者、金融機関、市	H29-H33	

注：重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

5-3 「住み続けられるまち」に向けた施策



(1) 居住環境の整備(ハード)

住宅再建のための道路整備や敷地再編に加え、生活再建を支援する市営住宅や地場産材を活用した住宅の建築を支援します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(3-1) 医療、福祉や子育てサービスと連携した市営住宅の整備	被災者の生活再建支援及び多様な住宅供給により多世代が住み続けられる住環境を整備する。	事業者、市	H29-H30	5
(3-2) 地場産材等を活用した復興モデル住宅の推奨、支援	地域材の利用促進や生産技術を継承した復興モデル住宅を提案・推奨するとともに、住宅等の再建を支援する。	市	H29-H32	3
(3-3) 被災地域における敷地再編による木造の建築物が密集した地域の解消	小規模または不整形な住宅敷地を再編し、木造の建築物が密集した地域を解消し、良好で住みやすい宅地環境をつくる。	市	H29-H30	2
(3-4) 道路側溝の改良事業	道路側溝を改良し、歩行者が安全に通行できる歩道帯を確保する。	市	H29-H31	

注：重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

(2) 居住環境の整備(ソフト)

被災者の住宅再建を支援するとともに、コミュニティ再生に向けた支援等により、被災地における人口の確保と、新たな居住者の流入を促進します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(3-5) 誰もが気軽に集える場づくり	日中は高齢者や子育て世代が気軽に集えるお茶のみサロンや、夜間は若者を中心を集めると語らいの場づくりを推進します。	自治会、市	H29-H31	5
(3-6) 生活再建のための金融等の支援（生活資金）	市内金融機関から生活再建の融資を受けた被災者にその利子（最大3年分を一括助成）を助成する。	市	H29-H31	5
(3-7) 生活再建のための金融等の支援（住宅再建）	市内金融機関から住宅再建の融資を受けた被災者にその利子1%を限度に（最大5年分）助成する。	市	H29-H33	5

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(3-8)植栽・植樹の促進	植林によって地域の防火機能を高めるとともに、大火の記憶を受け継ぎながら、緑のある快適な住宅環境を形成する。	各種団体、市	H30-H33	2 6
(3-9)ホームページ等による復興情報の発信	ホームページ等で復興に向けた取組状況を全国に情報発信するとともに、記録誌を作成して大火の記憶を後世に伝える。	市	H29-H33	6
(3-10)被災地域へのU Iターンの促進	首都圏在住者と糸魚川市をつなぐツアー等の実施、賃貸住宅家賃補助等を拡充して、被災地域への幅広い世代のU Iターンを促進する。	自治会、市	H29-H33	5
(3-11)被災地域の固定資産税・都市計画税の減額	被災住宅用地の固定資産税・都市計画税の負担を軽減する。また、再建する建物及び営業用資産は、設置後4年間の税負担を軽減する。	市	H29-H33	

注：重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

(3) 住民福祉の推進

住民福祉や健康維持の支援等を充実し、高齢者を含むすべての人が安心して住み続けられるまちを目指します。

施策名	施策概要	事業主体	事業年度	重点P
(3-12)日常生活の支援を行う相談員の配置	精神面での支えや安否確認、生活全般の困りごと等の相談を受ける相談員を配置する。	社会福祉協議会	H29-H30	5
(3-13)新たな訪問診療等事業所の誘致	訪問診療、通所リハビリテーション等の体制の充実を図るため、新たに被災地周辺で開業を希望する事業所を誘致する。	事業者、市	H29-H30	
(3-14)こころとからだの応援事業	心身の健康の保持増進を目指し、専門職による被災世帯の家庭訪問や健康相談等を実施する。	市	H29-H30	
(3-15)健康づくりへの支援	生活費の負担軽減と健康維持のため、医療費及び介護費の一部や施設利用料の一部を補助する。	市	H29-H30	

注：重点Pの数字は、第4章における重点プロジェクトの番号です。

第6章 計画の推進に向けて

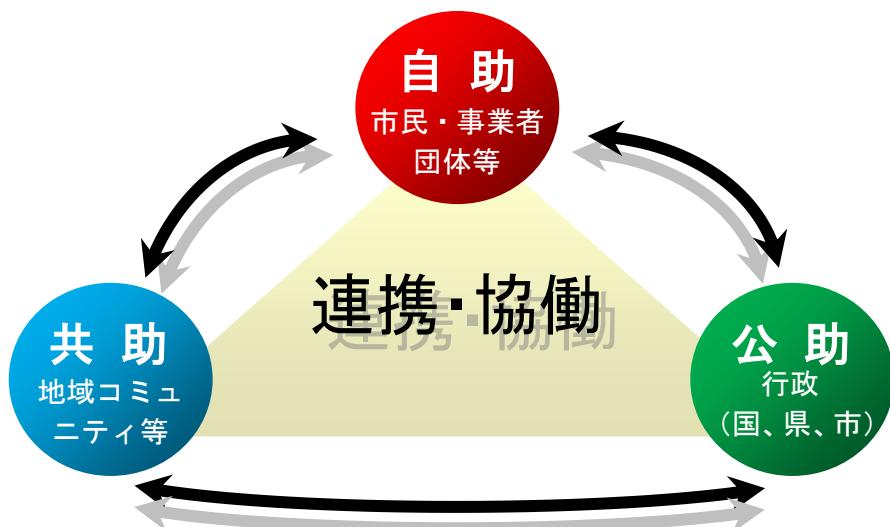
6-1 計画推進の基本的考え方

計画の推進にあたっては、「自助」「共助」「公助」の考え方を基本に取り組む必要があります。

○自助…市民、事業者、団体等は自ら主体的に取り組みます。

○共助…地域内のつながりを強めて、関係者が互いに力を合わせて取り組みます。

○公助…市は、復興まちづくりにおける市民等の取組を積極的に支援します。



6-2 多様な主体の責任と役割

復興まちづくりにあたっては、市民、事業者、関係団体等が自ら主体的に取り組むことが重要です。

また、市民、事業者、関係団体、行政等それぞれが果たすべき責任と役割を分担した上で、互いに連携・協働しながら取り組む必要があります。

市民は、自らが住み、暮らしていくまちの主役として、自らのまちを力を合わせよみがえらせるという意識のもと、安全でにぎわいのある住みやすいまちとするために、地域のまちづくりに主体的に参画し、取り組んでいくことが必要です。

事業者は、にぎわい創出の主役として、それぞれの特性を生かしたサービスを提供するとともに、安全・安心なまちづくりのための不燃化対策や歴史あるまちづくりのための景観形成、地域住民の集いの場の提供など復興に向けた新たな地域ニーズに対応する取組を積極的に進めることができます。

市内の経済・観光関係団体は、にぎわいのあるまちづくりの主要な担い手として、中心市街地の活性化を通じて地域社会の発展に寄与することを目指し、リーダーシップを發揮して事業者や市民と共に自らが主体となって活動することが必要です。

また、市内の建築・建設関係団体は、防火性能の高い建築物や糸魚川らしいまちなみ景観等の作り手として、それぞれが有する知見を生かし、住宅・事業所の

再建や復興まちづくりに関する事業の実施にあたり必要となる技術的助言を行うことで、計画の推進に積極的に関わっていくことが必要です。

まちづくり活動団体、N P O 法人、社会福祉法人等の各種団体は、公共福祉の担い手の一翼として、若者から高齢者までが安心して生活できる居住環境を整備するために、市民と共に自らが積極的に自立して活動することが必要です。

市は、国、県との連携・協力を強化して、こうした市民、事業者、関係団体等の取組を支援します。

6-3 国や県等との連携

復興まちづくり計画において行政(国、県、市)が行うこととしている事業や施策を推進するためには、多くの財源や労力が必要となり、適切に役割を分担して、密接に連携しながら取り組む必要があります。

市は、行政が行う事業等の中心的な担い手として、被災者や地域住民、市民、関係団体等との対話を重ねながら、計画を推進します。

県には、県が実施主体となる事業の推進、広域的な連携への取組、建築物の再建にあたって必要となる許可、継続的な協力体制など、市の取組への支援を求めます。

国には、復興まちづくりを進める際に参考となる他都市の事例などの情報提供、事業の課題が生じた場合の協議、復興事業に対する必要な予算の確保などを通じて、市の取組への支援を求めます。

上記の取組を効果的に進めるためには、計画の策定にあたり国や県などから助言を受けるために設置した「糸魚川復興まちづくり推進協議会」など協議の場を今後とも継続的に開催するとともに、都市再生機構や住宅金融支援機構などの独立行政法人からの助言や支援を受けることで、課題解決に向けて共に取り組みます。

市は、今回の大火を受けて、全国に大火からの復興状況等を伝えることで、国全体の防火に対する意識を高めるとともに、災害に強いまちづくりに必要な制度等の見直しについて、国県等に対し積極的に提案していきます。

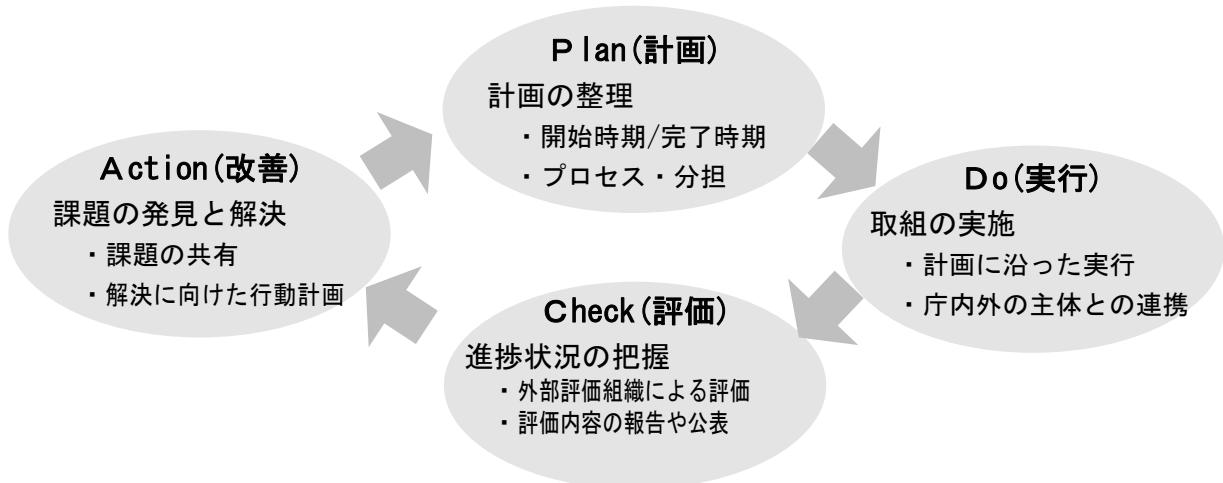
このような行政組織等の協働により、相互の連携を深め、復興まちづくり計画を着実に推進します。

6-4 進捗管理

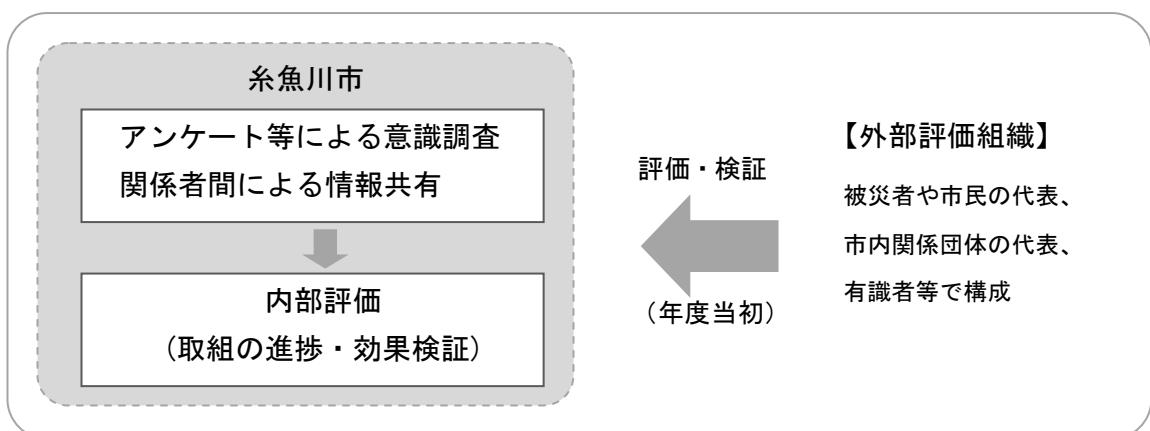
計画を推進し、復興に向けた取組を確実なものとするために、P D C Aサイクルによる進捗管理を行います。また、被災者をはじめとする市民の意識調査や関係者間の情報共有などにより、復興まちづくりに対する意識や取組の進捗状況などを実施主体において把握・検証するとともに、外部の評価組織による評価・検証を行い、その内容については、ホームページ等で公表し、被災者や市民、関係者等と情報共有します。

こうした評価・検証のサイクルを定期的に実施し、新たに見出された課題に対しては、外部の評価組織による審議を経て計画の見直しを行うなど、進捗管理と改善を継続的に実施していきます。

■ P D C A サイクルによる進捗管理



■進捗管理体制のイメージ





本町通りハ福神
火の用心ステッカー

糸魚川本町通りハ福神と「火の用心」

雁木のまちなみが糸魚川らしい街並みを特徴づけている本町通りには、七福神に、かつてこの地を治めたとされる伝説のお姫様「奴奈川姫」を加えた「ハ福神」のモニュメントが置かれています。

駅北大火では、ハ神のうち寿老人が大火の災禍に巻き込まれてしましましたが、ほかの七神は、置かれた通り沿いの建物を火災から守って、炎の燃え広がりを食い止めるかのように、今も安らかな微笑みをたくわえて、被災地の復興を見守っています。

糸魚川市駅北復興まちづくり計画 改訂版

編集発行 平成29年8月策定

平成30年5月改訂

糸魚川市 産業部 復興推進課

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

TEL. 025-552-1511(代) Fax. 025-552-7372

E-mail fukkou@city.itoigawa.lg.jp

URL <http://www.city.itoigawa.lg.jp/>